

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正後	改正前
<p>(定義) 第八条 (略) 2～9 (略) 10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。 一・二 (略) 三 前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）、外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。） 11～20 (略) 21 この規則において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意図をもつて保有する社債券その他の債券をいう。 22～43 (略)</p> <p>(金融商品に関する注記)</p>	<p>(定義) 第八条 (略) 2～9 (略) 10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。 一・二 (略) 三 前二号に掲げる取引に類似する取引（金融商品市場（法第二条第十七項に規定する金融商品市場をいう。）、外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。） 11～20 (略) 21 この規則において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意図をもつて保有する社債券その他の債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。 22～43 (略)</p> <p>(金融商品に関する注記)</p>

第八条の六の二 (略)

2 (略)

3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

4 5 7 (略)

(有価証券に関する注記)

第八条の七 (略)

2 (略)

3 流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合であつて、当該事業年度中に売買目的有価証券を満期保有目的の債券若しくはその他有価証券へ変更したとき又はその他有価証券を満期保有目的

第八条の六の二 (略)

2 (略)

3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一・二 (略)

4 5 7 (略)

(有価証券に関する注記)

第八条の七 (略)

2 (略)

(新設)

の債券へ変更したときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 売買目的の有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項
イ その概要
- ロ 保有目的を変更した日及び変更の理由
- ハ 当該事業年度における損益
- ニ 貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額
- ホ 保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額
- 二 売買目的の有価証券からその他有価証券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項
イ 前号イからハまでに掲げる事項
- ロ 貸借対照表日における貸借対照表計上額
- ハ 保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額
- 三 その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項
イ 第一号イ及びロに掲げる事項
- ロ 貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額
- ハ 貸借対照表日における貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）の額

4 | 当該事業年度前に保有目的を変更した有価証券については、当該事業年度において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しいものについては、記載を省略することができる。

- 一 | 前項第一号に掲げる場合 同号二及びホに掲げる事項
- 二 | 前項第二号に掲げる場合 同号ロ及びハに掲げる事項
- 三 | 前項第三号に掲げる場合 同号ロ及びハに掲げる事項

5 | (略)

6 | 前各項（第一項第三号を除く。）に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(新設)

3 | (略)

4 | 前三項（第一項第三号を除く。）に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。